二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年一月二十六日
五　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年一月二十六日から二週間、一般の縦覧に供する。
平成三十年一月二十六日　中国地方整備局長　川崎　茂信
一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道九号　出雲市湖陵町板津三〇一番一から同市湖陵町板津三七二番二まで
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年一月二十六日
五　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年一月二十六日から二週間、一般の縦覧に供する。
平成三十年一月二十六日　中国地方整備局長　川崎　茂信
一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道二十九号及び五十三号　鳥取市千代水二丁目十一から同市二丁目十五まで
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年一月二十六日
五　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４７１号
埼玉県鴻巣市滝馬室941番地
債務者　株式会社ステラ
代表者代表取締役　杉野　健一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午後２時45分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０８号
神戸市垂水区名谷町3445番地１
債務者　株式会社アアイイ公詞社
代表者代表取締役　廣瀬　由秋
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午前10時15分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４号
静岡県掛川市長谷２丁目14番地の８、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市港北区新羽町859番地
債務者　株式会社ストックマーケットサービス
代表者代表取締役　佐藤　正
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和光　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第５６２２号
大阪市福島区福島４丁目５番56号
債務者　株式会社ＬＩＮＫ
代表者代表取締役　九法　吉宏
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６号
新潟市中央区山二ツ２丁目10番12号
債務者　株式会社トライアングルフィールド
代表者代表取締役　関本　善史
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後２時30分
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１２号
兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目146番地10
債務者　Ｎ’Ｓデザイン工房株式会社
代表者代表取締役　有國智都子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前10時40分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１２７９号
京都市南区吉祥院内河原町３番地２サクシード吉祥院102号
債務者　有限会社長谷川商会
代表者代表取締役　長谷川伸之
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松枝　尚哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８６号
京都市下京区風早町569番地39ウインド・ファースト・ビル１階
債務者　株式会社富士忠
代表者代表取締役　森實　剛士
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　麻子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係